

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>		
<b>要望事項 (事項名)</b>	行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成業務」の明確化	<b>都道府県</b>	香川県	
		<b>提案事項管理番号</b>	1025010	
<b>提案主体名</b>	個人			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	総務省 法務省
--------------------	------------

<b>求める措置の具体的内容</b>	行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成業務」を行えることを有権解釈その他の方法で明確化する。
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>行政書士は 2001 年以前から事件性の有無にかかわらず内容証明郵便作成業務を行っていた。「事件性がある法律事務であっても、依頼者の口授どおりに作成するような場合、あるいは依頼者が示した文面と全く同じに作成するよう依頼された場合は、行政書士の業務として処理できることはいうまでもない。」(地方自治制度研究会「改訂新版 詳解行政書士法」30 頁・2000 年)とある。</p> <p>2001 年成立の改正行政書士法第 1 条の 3 第 2 号の「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」により、行政書士は代理人として内容証明郵便作成業務を行えるようになった。</p> <p>2003 年成立の改正弁護士法第 72 条に「ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」とあり、「他の法律」に各士業法(行政書士法、司法書士法、弁理士法、税理士法)が該当し、各士業法との調整が行われ、各士業が各士業法に基づいて行なう活動は弁護士法第 72 条の規制の対象外になった。</p> <p>ところが、行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成業務」を行うことができるのか、国民にはわかりにくいため、有権解釈その他の方法で明確化していただきたい。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」の明 確化	都道府県	香川県	
		提案事項管理番号	1025020	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省
-------------	------------

求める措置の具体的内容	<p>行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」を、行政書士法に「行政書士は契約の締結の代理若しくは媒介を行い、若しくはこれらに関する相談に応じることを業とすることができる。」と規定する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国民が安心して行政書士に「紛争性のない契約締結代理業務」を依頼できるよう、行政書士法に「紛争性のない契約締結代理業務」を規定すべきである。</p> <p>平成13年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」について、総務省の有権解釈として、「直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得るとの意味を含むものであると解される。」(総務省行政課二瓶博昭「行政書士法の一部改正について」地方自治646号92頁・2001年)とある。</p> <p>行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」は弁護士法第72条の規制対象外である。</p> <p>法務省は、弁護士法第72条本文の「その他一般の法律事件」については事件性必要説を相当とし、契約関係事務に関し、通常の業務に伴う契約の締結に向けての通常の話し合いや法的問題点の検討は「事件性」なしと、弁護士法第72条の規制対象外としている(「グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について」平成15年12月8日 法曹制度検討会 配布資料)。</p> <p>平成12年成立の改正弁理士法第4条第3項に弁理士の「紛争性のない契約代理業務」が規定されたが、特許庁の有権解釈として「紛争性のない契約代理業務については、特段の規制の必要性がない限り、営業の自由に属し、弁護士法第72条の規制対象外である。」(特許庁総務部総務課「改訂新版 条解弁理士法」73頁・2005年)とある。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	行政書士への行政不服審査代理権の付与	都道府県	香川県	
提案主体名		提案事項管理番号	1025030	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省
-------------	------------

求める措置の具体的内容	行政書士へ行政不服審査代理権を付与する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>行政書士は「官公署提出書類作成・提出手続代理、行政手続法に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述手続代理」を行う行政手続の専門家であり、国民と行政との橋渡しの役割を担っている。</p> <p>ところが、行政不服申立てに関しては、不服申立書等作成は、現行法上、行政書士業務とされているが、手続代理は弁護士法第72条の規制により行うことができず、国民の権利擁護や利便性に問題が生じている現状は憂慮するべきものである。</p> <p>行政書士以外の隣接法律専門職種(司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士)は、その登用試験科目に行政手続法や行政不服審査法が出題されていないにもかかわらず、すでに一定の行政不服審査手続代理が認められている。</p> <p>一方、行政書士試験科目には行政手続法や行政不服審査法、行政事件訴訟法が出題されており、行政書士には行政不服審査手続代理を行う十分な法律知識・専門的能力が備わっているにもかかわらず、未だに行政書士に行政不服審査手続代理が認められていないのは甚だ遺憾なことである。</p> <p>申請から一貫して関与してきた事情に詳しい行政書士が、現行法上の不服申立書等作成にとどまらず、引き続いて行政不服審査手続代理を行うことで、行政不服審査制度の活用が促進され、国民の権利擁護や利便性の向上が図られることとなる。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	「弁理士過疎地域」における「商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	都道府県	香川県	
		提案事項管理番号	1025040	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省 経済産業省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>「弁理士過疎地域」における知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行えるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>弁理士は商標権の登録出願手続を独占しているにもかかわらず、絶対数が少なく、しかも都市部に集中・偏在しており、四国地方のような弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では弁理士はサービス供給義務を果たしておらず、企業は不便を強いられている。</p> <p>行政書士は、登録商標の譲渡や使用許諾等において、商標権の移転・使用権設定登録、譲渡・使用許諾契約書の作成等を行っており、登録商標の管理・活用を担う法律専門家である。ところが、商標登録出願は弁理士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、「商標の権利化から権利化後の管理・活用」までの一貫した法律サービスが提供できない。</p> <p>商標とは「文字・図形・記号等」のことで、商標登録出願は定型的なものであり、難しいものではない。</p> <p>知的財産管理技能士となるための知的財産管理技能検定の試験科目に商標権利化(意見書、補正書、不服審判等を含む。)があり、知的財産管理技能士資格を有する行政書士には「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行う能力が担保されている。</p> <p>知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」を行うことで、「商標の権利化から権利化後の管理・活用」まで一貫して行うことができるようになり、企業の利便性が向上し、地域が活性化する。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>	電子地域通貨事業	
<b>要望事項 (事項名)</b>	電子地域通貨	<b>都道府県</b>	東京都	
		<b>提案事項管理番号</b>	1026010	
<b>提案主体名</b>	杉並区			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	総務省
--------------------	-----

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>○自治体の歳入歳出について地域通貨による取り扱いを認めていただきたい。地域通貨を地方自治法上の証紙並びに証券とみなし、地方税、分担金、使用料、手数料の徴収に利用させていただきたい。また地域通貨によるコンビニ納付などを認めていただくとともに、区自らがあたかも第三者であるかのように地域通貨によって地方税等を徴収することを認めていただきたい。さらに歳出に関し、謝礼や報酬その他の支出について、小切手の振出しや公金振替書の交付にかえて地域通貨で取り扱うことを認めていただきたい。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>区が発行主体となって地域通貨を発行。区内の通貨流通量を増やすことで区内経済の活性化を図り、区内商店街を支援する。</p> <p>また非接触ICカードを使用し、地域通貨や既存の電子マネーのほか行政サービスなどを搭載することで行財政改革をも実現していく。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>	電子地域通貨事業	
<b>要望事項 (事項名)</b>	電子地域通貨	<b>都道府県</b>	東京都	
		<b>提案事項管理番号</b>	1026020	
<b>提案主体名</b>	杉並区			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	総務省
--------------------	-----

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>○地域通貨を流通させるにあたり預かり金処理を行うため、地方自治法により法律又は政令の規定によるのでなければ保管することができないとされている現金又は有価証券(入札保証金、職員の給与に係る源泉所得税等)として地域通貨と換金された現金を認めていただきたい。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>区が発行主体となって地域通貨を発行。区内の通貨流通量を増やすことで区内経済の活性化を図り、区内商店街を支援する。</p> <p>また非接触ICカードを使用し、地域通貨や既存の電子マネーのほか行政サービスなどを搭載することで行財政改革をも実現していく。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>		
<b>要望事項 (事項名)</b>	歳計外現金の取扱いの拡大	<b>都道府県</b>	静岡県	
		<b>提案事項管理番号</b>	1027010	
<b>提案主体名</b>	藤枝市			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	総務省
--------------------	-----

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>官民が共同して実施する収益事業について、配分前の収入を歳計外現金として一時保管し、配分確定後に会計予算に収入とすることを可能にする。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>本市中心市街地活性化区域内の集客向上のため、民間事業者との協働で市営駐車場と民間駐車場の共通回数券を発行し、利用者の利便性向上を図っている。その収入は毎月末の各駐車場利用実績により、民間と市に配分するので、配分前の収入は歳計外現金として一時保管し、確定後に駐車場会計予算へ収入となる取扱いとするために特区申請をする。この明確な料金管理を可能にする事により、民間事業者との協働事業において円滑に事業の拡大を進め、今後、市営の博物館と民間の映画館との共通利用券の販売事業などを展開していきたい。また、会計予算に他の収入が歳入出されないの、実質的な経営状況が把握でき、適正な監理ができる。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地方独立行政法人法における、公立大学法人の業務範囲の拡大	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	1034010	
提案主体名	公立大学法人大阪市立大学			

制度の所管・関係府省庁	総務省 文部科学省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>公立大学法人においては、地方独立行政法人法第43条および第70条により、その業務が大学及び高等専門学校を設置及び管理のみに制限されており、また業務上の余裕金の運用が禁止されている。より積極的に研究成果の活用を通じた社会貢献を行うとともに、技術に関する研究成果を活用した外部資金の獲得による自律的運営に道筋を立てるために、地方自治体においてその必要性が認められ、総務大臣ならびに文部科学大臣の認可を得た場合にあっては、当該法人の研究成果を用いて行われる事業を行うものへの出資を可能とすることを求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><b>実施内容:</b> 大阪市で検討されている、大阪駅北側のナレッジキャピタルにおいて、本学は抗疲労・癒し、健康科学研究を中心とした施設運営を計画している。ここでの活動内容は、本学が持つ知識、技術、研究成果を用いた産業界等との連携による新ビジネス構築とその発展であり、産学官連携研究拠点としての共同研究、受託研究、受託事業等の受注活動の場であるのみでなく、本学の研究から発生した抗疲労・癒し、健康科学研究に関する技術(たとえば疲労検診技術、健康関連商品等)を活用することを目的に設立された事業体への出資を想定している。</p> <p><b>提案理由:</b> 上記のナレッジキャピタルでの活動は産業界等との連携の場となる。そのため本学が持つ知識、研究成果を、市民を含め産業界へ積極的に還元し、産学官連携構想のもと、その成果の活用を進める必要がある。しかしながら公立大学は地方独立行政法人法第43条および70条により、その業務が制限されており、たとえば本学の技術に関する成果を活用する事業を運営することはもちろん、その事業への出資が認められていない。大学等における産官学連携活動並びに自立促進が叫ばれているなか、大学の研究成果を用いた外部資金獲得は重要な課題であり、当該大学の研究成果を活用することを目的として設立された事業体へ出資することは、より効率的かつ効果的な活動支援が期待できる。すでに教員個人においてベンチャー企業の創出が盛んに行われ、また、国立大学、私立大学が大学運営以外に一定の制限のもとで事業出資が行われているなか、公立大学法人においても地方自治体の求める事業に関して出資できることが、大学自立ならびに地方貢献の面からも重要である。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	市町村合併に伴う流域下水道にかかる 要件緩和 ～健全な水循環の形成～	都道府県	奈良県	
提案主体名	宇陀市	提案事項管理番号	1038010	

制度の所管・関係府省庁	総務省 国土交通省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている流域下水道の定義は、二以上の市町村の区域における下水を排除するものとされているが、当該都道府県の上水道水源地として開発された閉鎖的な内水面域の水質保全を目的として設立認可されたものであり、かつ、合併市町村の行政区域がその水源地の一の集水域であり、その汚水を高度に排除しなければならない場合には、市町村合併により一の市町村の区域における下水を排除することとなっても、引き続き、現行法に規定する流域下水道とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>宇陀市は、奈良県東部山間中央の小盆地に位置し、中央部には昭和 49 年に多目的ダムとして完成した室生ダムを有し、奈良県営水道が用水供給する 7 市 8 町 1 村の水源地となっている。宇陀川の水質は、当時異臭問題が発生したことから問題提起され、地域開発への影響等が契機となって宇陀川流域下水道事業が計画された。しかし、当時の流域下水道事業の採択基準において、人口が3万人強では流域下水道としては成り立たなかったが、都市用水の供給量が10万トン以上という但し書きにより採択に至った経緯から、県の他流域下水道よりも高度な汚水処理を導入し昭和62年度から供用開始している。宇陀市は、宇陀川流域下水道の処理区域であった3町に1村が加わる市町村合併により10年間の猶予期間が与えられている。しかし、この猶予期間は制度面及び時間的な激変緩和措置であり、期間満了後は通常の公共下水道になるという単に汚水処理する観点だけのものであり、宇陀川流域下水道事業の採択における但し書きの要件である都市用水供給という点については未だ流域下水道事業として存続していくものとする。宇陀川流域下水道事業は、健全な水循環型社会の創出には欠かせない存在であり、また住民が安全で安心な水を飲むためには、三重県、京都府を通り木津川から淀川となって大阪湾へと流れる宇陀川流域の統合的水管理も担わなければならないことから、県の責務として流域下水道を運営しなければならないと認識する。なお、現行法では二以上の市町村が受益する場合は県が公共下水道の管理者となる規定はあるが、水循環型社会の創出という大きな見地では単なる受益ということとは次元が異なると考える。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>		
<b>要望事項 (事項名)</b>	ポイントカード事業者による税等の支払いの代行	<b>都道府県</b>	埼玉県	
		<b>提案事項管理番号</b>	1039020	
<b>提案主体名</b>	草加市			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	総務省
--------------------	-----

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>一定の要件を満たすポイントカード事業者が、満了となったポイントカードを対価として、本来納入義務者が支払うべき税等について、納入義務者の代わりに地方公共団体へ現金で納付することを可能にする。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>ポイントカードに付加価値を付けることにより、地域経済の振興に貢献することを目的とする。</p> <p><b>実施内容:</b></p> <p>草加市商店連合事業協同組合が実施している「市内共通ポイントカード事業」によって発行されているポイントカードが満了となった場合、納税や各種行政サービスに対して、当該カード(1枚500円)の使用を可能にする。</p> <p>なお、市民が市役所窓口へ持参した当該カードは現金として取扱うのではなく、後日、当該カード使用相当分の代金を同組合から草加市へ納付する手法により取扱うものとする。</p> <p><b>提案理由:</b></p> <p>近隣市町における大規模商業地区の開発等に伴い、市内に古くからある商店街の活性化が課題となっている。平成21年度から、同団体がポイントカードの発行を行い、地域経済の活性化に取り組んでいるが、当該カードに付加価値を付けることによって地域経済の更なる活性化を図るとともに、税等の支払い方法の多様化による納付の推進を期待するものである。</p> <p>なお、第三者納付としての立替払型によるクレジットカード納付が認められおり、本提案も類似手法のひとつとして前向きに検討をお願いしたい。</p> <p><b>代替措置:</b></p> <p>ポイントカード事業者からの納付不能が生じないよう、担保を確保する。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	循環資源保管活用型太陽光発電特区	
要望事項 (事項名)	一般廃棄物処理業務委託に伴う単年度契約に関する規制の緩和	都道府県	神奈川県	
提案主体名		提案事項管理番号	1047020	
提案主体名	株式会社日本環境カルシウム研究所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>民間企業に特定の循環資源の継続的な搬出、保管および活用(以下「保管活用」という。)を委託する場合には、その契約を長期継続契約の対象とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>一般廃棄物処理場から排出される焼却残渣に中間処理を施した物の保管活用を民間企業に委託する場合に、地方自治体が条例で規定することにより長期継続契約を可能とする。なお、この契約は、一般廃棄物処理場から物を別の場所に運び出して保管活用するものであり、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるものである。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	投票所の要件の緩和	都道府県	広島県
		提案事項管理番号	1057010
提案主体名	三次市選挙管理委員会		

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている投票所について、投票所の開閉時間の制限を緩和し、投票所が投票区内を移動して投票することを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>複数の投票区内を投票所が移動して投票することにより、投票所数の削減が可能となり、選挙経費の削減が見込まれる。また、投票所が近くなることにより、高齢者も投票しやすくなり、投票率の向上が図られる。</p> <p>提案理由：</p> <p>中山間地域においては、過疎化・高齢化が進行し、50人未満の有権者数の投票所が増加しており、選挙事務の効率が悪くなっている。選挙事務の効率化のためには、投票所の再編が必要となってくる。</p> <p>しかしながら、投票所を再編すれば廃止する投票所の有権者は、新しい投票所までの距離が遠くなり、交通手段を持たない高齢者は投票を棄権する者が増加し、投票率が低下する。</p> <p>このため、各投票区内に移動投票所を設定すれば、投票所経費の削減が図られ、投票率の向上にもつながる。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>		
<b>要望事項 (事項名)</b>	自治体による「救急業務」の実施	<b>都道府県</b>	徳島県	
		<b>提案事項管理番号</b>	1066010	
<b>提案主体名</b>	那賀町			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	総務省 厚生労働省
--------------------	--------------

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>消防の「救急隊員」に限定されている「救急業務」の応急処置を人口が少なく広い面積を抱える山間部の過疎地域の町村が実施する特定の医療機関への「疾病者搬送」に開放する。</p> <p>具体的措置：                  「救急隊」による「救急業務」は「消防職員」と規定されている。この「消防職員」を特区内においては「地方公務員（地方公務員法第4条の地方公務員に限る。ただし、消防法施行令第44条3項第1号の講習の受講については従前どおり。）」も可能とする。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>実施内容：                  那賀町の未常備消防区域内に限って、傷病者を搬送する「救急業務」を実施する要員として、「救急隊員」に代えて「町職員」（ただし、「救急隊員」に準じた「応急処置」が可能となるよう、技術取得のための研修や実習を、身近な消防学校や消防本部で受講した者「準救急隊員（仮称）」）で構成する「準救急隊（仮称）」を傷病者搬送に従事させ、「救急業務」を実施する。</p> <p>提案理由：                  那賀町は、県土の6分の1を占める山間部の過疎地域で、現在の消防事務に関する業務量、厳しい財政状況、今後も減少していく人口動態を鑑みると「常備消防体制」の整備は困難であることから、「救急隊」の搬送に代わるものとして、町が地域の実情にあわせて工夫を凝らして独自の「傷病者搬送」を行っている。</p> <p>しかしながら、「救急隊」が搬送中に行う「応急処置」は常備消防の「救急隊」を前提に制度が構築されていることから、町が「傷病者搬送」を行う場合、限られた「応急処置」しか行えず救命率を高める対策を早急に講じる必要がある。</p> <p>このための措置としての提案であり、住民の安心安全を確保し、活力に満ちた町づくりを行うことを目的とする。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名			
要望事項 (事項名)	議員権限の強化等による自治体における議会内閣 制型政府形態の試行	都道府県	愛知県	提案事項管理番号	1067010
提案主体名	半田市議会至誠クラブ				

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>議員の予算提案権を認めること、議員の常勤職員との兼職を認めることなどによって、自治体における議会内閣制型政府形態の試行を可能にする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>議員が予算提案権を持ち、副市長や部長などとの兼職によって執行側の役割を持つことによって、現行の二元代表制とは異なる議会内閣制型の政府形態を憲法の許容する範囲で試行する。</p> <p>具体的には、議会の多数派と市長との連携関係を前提に、予算案をはじめとする議案の企画立案の段階から議員が公式に関わり、執行においても、副市長や部長などのポストに議員が就任することによって責任を持つ。基本的に議案は、市長に加えて、議員が兼職する副市長や部長によって構成される「内閣」から提案される。この際、議員も予算提案権を持つことによって対等な連携関係が可能となる。</p> <p>提案理由</p> <p>現行の二元代表制は、議員が予算提案権を持たない反面、強力な拒否権をもつため、拒否権を背景に個別的な要求を行うなどの問題が生まれやすく、自治体の運営全体に責任を持つような建設的な議員活動が阻害されている面がある。また、市長と議会多数派の立場が大きく異なった場合には、収拾することが不可能になる場合がある。これに対し、議会内閣制型の政府形態であれば、市長と議会多数派が公式に連携して活動することができると同時に、それを通じて議員の統治能力が向上することが期待される。</p> <p>現在、総務省においても選択制に向けた検討が開始されているが、特区制度で議会内閣制を試行することは、そうした検討に貴重な事例を提供することになり、将来における自治体の政府形態の適切なあり方を探ることに貢献することができる。</p> <p>代替措置</p> <p>議会から執行側へのチェックが弱まるという問題点が想定されるので、リコールなどの直接民主主義的な制度のハードルの引き下げなどを合わせて試みる。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

<b>管理コード</b>	—	<b>プロジェクト名</b>		
<b>要望事項 (事項名)</b>	普通地方公共団体の事務の委託先の拡大	<b>都道府県</b>	福井県	
		<b>提案事項管理番号</b>	1075010	
<b>提案主体名</b>	あわら市			

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	総務省
--------------------	-----

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>普通地方公共団体の事務の委託先に特別地方公共団体を追加する。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>市の事務である公共下水道使用料の徴収並びに督促及び当該手数料並びに延滞金の徴収事務を、当該区域で上水道事業を運営する特別地方公共団体に委託することにより、当該区域内における下水道使用料の収納率の向上を図る。</p> <p>提案理由： あわら市の上水道給水事業は、芦原温泉街の区域を特別地方公共団体の芦原温泉上水道財産区が、温泉街以外の区域を市が、それぞれ運営している。</p> <p>市の給水区域では、下水道使用料と水道料金を合算して納付書に記載し発行するため、収納率は 97～98%で推移しているが、温泉街の区域では、下水道使用料と水道料金の納付書が別々に発行されることから、水道料金を納入しても下水道使用料は納入しないといった例などにより、収納率は 84%となっている。</p> <p>このため、市の下水道使用料の徴収等に関する事務を芦原温泉上水道財産区に委託することにより、市民の利便性の向上を図るとともに、収納から督促、延滞金の徴収等まで行わせることで、下水道使用料の収納率の向上を図るものである。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	宮古島バイオエタノールプロジェクト	
要望事項 (事項名)	エタノール含有ガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用の緩和	都道府県	東京都	
提案主体名		提案事項管理番号	1076030	
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格を改めた上で、改正後の当該規格に適合し、販売される E10 から E20 については、第四類第一石油類(消防法別表第一備考第十二号のガソリン)に該当し、給油取扱所で給油することができることとすることを求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>現在宮古島においては、製糖後の残渣糖蜜等を活用してバイオエタノールを生産し、これを燃料の一部として島内において利用するとともにバイオエタノールの生産の過程で生じる蒸留残渣について肥料又は飼料として島内の農畜産業において利用し、エネルギーの地産地消を通じた環境調和型の循環型社会のモデルの形成を目指す、「宮古島バイオエタノール実証事業」が進められている。当該実証事業においてはバイオエタノールは、主にガソリンに混合させて自動車の燃料として活用することとされている。現行制度においてはこうしたエタノール含有ガソリンについては、その含有の割合が3%であるもの(E3)までは使用が認められているが、これを超えるものはガソリンとしての使用が認められていない。一方、米国においては 10% まで(E10)、ブラジルにおいては 20 から 25%まで(E20~25)ガソリンに含有することが認められ、実際にこうしたガソリンを燃料とした自動車が走行している。エタノールの使用については、これによる自動車、給油設備等の劣化等に関する課題が指摘されているが、我が国の一部の自動車企業が製造する自動車については、米国に輸出され E10 等を使用しても何ら問題が生じない構造と同一の構造となっており、指摘されている課題は技術的には既に解決済みであると言える。かかる状況下において、またグリーンイノベーションを目指しているところ、E10 等の使用が認められていないというのは著しく合理性を欠くものであると考えられる。そこで、本特例措置についてまず実証事業が進められている宮古島において実験し、宮古島発で全国に展開することを提案するものである。</p>

## 04 総務省 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地方独立行政法人に係る公務員型から非公務員型への移行の簡素化	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	1083010	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>地方独立行政法人法では、特定地方独立行政法人(公務員型)と一般地方独立行政法人(非公務員型)の法人区分変更は認められていない。</p> <p>法人区分についての定款変更の規制を緩和し、公務員型から非公務員型への移行を認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>①現状</p> <p>大阪府立病院機構は組織マネジメントの強化や地域医療へのより一層の貢献を進めるため、公務員型から非公務員型への移行を目指している。</p> <p>②問題点</p> <p>府立病院機構は医療観察法病棟の指定を受けるため、公務員型として設立されたが、現在は省令改正により非公務員型でも医療観察法病棟の運営が可能となっている。</p> <p>しかし、地方独立行政法人法では公務員型から非公務員型への移行は認められていないため、一旦公務員型法人を解散させた上で、再度非公務員型法人として設立する方法をとらざるを得ない。この方法では診療行為の一時中断を余儀なくされ、患者へ多大な迷惑をかけることになるので、非公務員型への移行は困難となる。国の独立行政法人を非公務員化する際は個別に法律改正を行っており、解散・新設の手続きをとる必要はないが、地方独立行政法人のみ解散・新設する必要性について、合理的な根拠がある場合は、具体的に示されたい。</p> <p>③解決策</p> <p>公務員型から非公務員型への定款変更を認める。</p> <p>④効果</p> <p>非公務員化により、柔軟な給与制度の構築が可能となり、優秀な医療人材の確保ができるなど、病院機構の組織マネジメントの強化が図られるとともに、地方公務員法上の規制がなくなるため、病院機構の職員が企業や大学との共同研究に従事しやすくなり、新しい医薬品や医療機器の開発への貢献が期待できる。</p>